（別紙）

募　集　要　項

勤務場所	東京家庭裁判所 東京都千代田区霞が関１－１－２
職種	事務補助員（家事部）
採用人数	１人程度
採用予定期間	令和８年６月２１日（日)から令和８年９月２６日（土）まで
職務内容	事務補助（パソコンのデータ入力、電話対応、資料作成等）
勤務時間	午前８時３０分から午後５時まで（４５分休憩）
給与	日額１１,０９０円から１２，８４９円までの範囲で個別に決定される。 通勤手当相当額は月額１５万円を限度とする。
選考資格	不問
選考方法	１　筆記試験（作文） ２　口述試験（人物試験及び経歴評定）（１の合格者に対して実施する。） 採用しようとする官職の職務の内容に照らし、過去の経歴の有効性の判定も行う。
選考日時及び選考場所	１　筆記試験（作文） 日時　令和８年５月２９日（金）午前９時３０分から 集合時刻及び場所については、別途通知する。 ２　口述試験（人物試験及び経歴評定） 日時　令和８年５月２９日（金）午後 集合時刻及び場所については、別途通知する。
応募受付期間及び受付時間	受付期間：令和８年５月１８日（月）から５月２２日（金）まで 受付時間：午前９時００分から午後５時まで ただし、応募者多数の場合は、締切日前に募集を打ち切ることがある。
応募方法	応募者は、東京家庭裁判所人事課任用係宛てに電話連絡の上、履歴書を令和８年５月２５日（月）（必着）までに、同係宛てに郵送する。 なお、履歴書には、必ず連絡先となる電話番号を明記し、写真（６か月以内に撮影したもの）を貼付する。
その他	１　採用期間が変更される可能性がある（産休代替職員である。）。 ２　採用予定期間経過後、別途選考手続を経た上で、任期付採用職員等（育休代替要員であり、給与及び勤務時間については正規職員と同一の法規の適用を受ける。）として勤務が一定期間継続となる可能性があるため、引き続き勤務することに支障ない者が望ましい。ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第３８条の規定に該当する者は任期付採用職員等として採用することはできない。
問合せ先	東京家庭裁判所人事課任用係 電話　０３－３５０２－７１０８ 住所　〒１００－８９５６　東京都千代田区霞が関１－１－２

東京家庭裁判所